

藤沢市市営住宅条例の一部改正について  
藤沢市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）3月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

#### 藤沢市市営住宅条例の一部を改正する条例

藤沢市市営住宅条例（平成9年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。  
第2条第4号イ中「同項第34号の3」を「同項第34号の4」に改め、同号ウ中「第2条第1項第34号の2」を「第2条第1項第34号の3」に改める。

第7条第1項第3号アの(ア)及び第3項第2号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

第23条第1項第3号中「附帯設備（公営住宅等整備基準（昭和50年建設省令第10号）第20条に規定する設備をいう。）」を「附帯施設」に改める。

第39条第1項中「第37条第5項」を「第37条第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

附則に次の1項を加える。

（条例で基準を定めるまでの間の措置）

- 12 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）第32条の規定の施行の日から同条の規定による改正後の公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条第1号ロの規定に基づく条例が制定施行されるまでの間における第7条の規定の適用については、同条第1項第3号ア中「政令第6条第5項第1号」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令（以下こ

の号において「旧政令」という。) 第6条第5項第1号」と、同号イからオまでの規定中「政令」とあるのは「旧政令」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、公営住宅法が改正されたことにより条例において定めることとされた公営住宅に関する基準を定めるまでの間の措置を定める等の必要による。